第明治三十五種郵便物認可
平成22年11月22日　月曜日　官報　（号外第244号）　（2分冊の1）

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一
特殊法人等
平成二十一年度財務諸表（独立行政法人海洋研究開発機構・独立行政法人国立環境研究所）、平成二十一年度財務諸表（独立行政法人土木研究所・独立行政法人建築研究所）、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録関係　六
地方公共団体
行旅死亡人関係　10元
会社その他
会社決算公告　110

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２６６６号

福岡県朝倉市甘木1696番地１真愛園光寮203号

債務者　武田　奈菜（旧姓下田）

1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６８１号

福岡県大野城市仲畑１丁目３番13―306号

債務者　宮内　　咲

1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６９４号

福岡市春日市須玖北２丁目139番地秋枝ビル107号

債務者　楢林　榮治

1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７０８号

福岡市南区大楠１丁目８番19号

債務者　長友　元近

1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７１９号

福岡市南区玉川町８番25―101号

債務者　井上　信子

1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７２７号

福岡市中央区赤坂２丁目１番12―311号

債務者　行武絵理子

1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７３０号

福岡市南区塩原３丁目21番５号

債務者　荒木　理花

1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７４２号

福岡県糟屋郡志免町志免中央１丁目13番３号

債務者　小椋志津子（旧姓荻原）

1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７４５号

福岡県春日市須玖南３丁目169番地プルミエール・エヌ201号

債務者　永山　　浩

1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７４６号

福岡県春日市須玖南３丁目169番地プルミエール・エヌ201号

債務者　永山　一美

1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部